

## 第8章 高等専門学校

矢澤 睦

令和5年度における全国の高等専門学校（以下「高専」という。）58校に在籍する学生数は56,491人である（図表1）。設置者別では国立が51校で50,953人、公立が3校で3,810人、私立が4校で1,728人、それぞれ在籍している。また、課程別では中学校卒業後に入学できる5年（商船高専は5年半）の本科課程に53,371人、本科卒業後に入学できる2年の専攻科課程に3,120人が在籍している。本章では、本科と専攻科を合わせた数値を用いる。

全国の高専の学校数は、令和4年度までは57校、令和5年度には1校増えて58校である。その大半を占める国立高専51校は、平成16年度以降、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構本部」という。）により設置・運営されている。高専機構本部からは、障害学生支援に関する対応要領の配布、各種規定などの雛形の展開や作成依頼、主催研修会の開催、合理的配慮の対応支援などが各国立高専に対して行われている。以下、大学や短期大学の状況との比較にも時折言及しながら、高専の状況を概説する。

なお、令和元年度から令和2年度にかけて、数値が減少する又はほぼ横ばいで推移する状況が散見されるが、この背景として、令和2年度に政府から新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言が発表されたことの影響があったと推測される。

図表1 高専の学生数の推移（設置者別）

（人）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	56,721	56,686	57,020	56,921	56,903	56,653	56,491
国立	51,568	51,540	51,196	51,164	51,315	51,134	50,953
公立	2,953	2,979	3,778	3,799	3,771	3,780	3,810
私立	2,200	2,167	2,046	1,958	1,817	1,739	1,728

### 1. 高専における障害学生の在籍状況の推移

高専における障害学生の在籍状況の推移について、以下、（1）障害学生数及び支援障害学生数の状況、（2）障害種別の障害学生及び支援障害学生の在籍率の状況、（3）障害学生及び支援障害学生の在籍学校数の観点から概説する。

#### （1）障害学生数及び支援障害学生数の状況

##### ① 障害学生数・障害学生在籍率

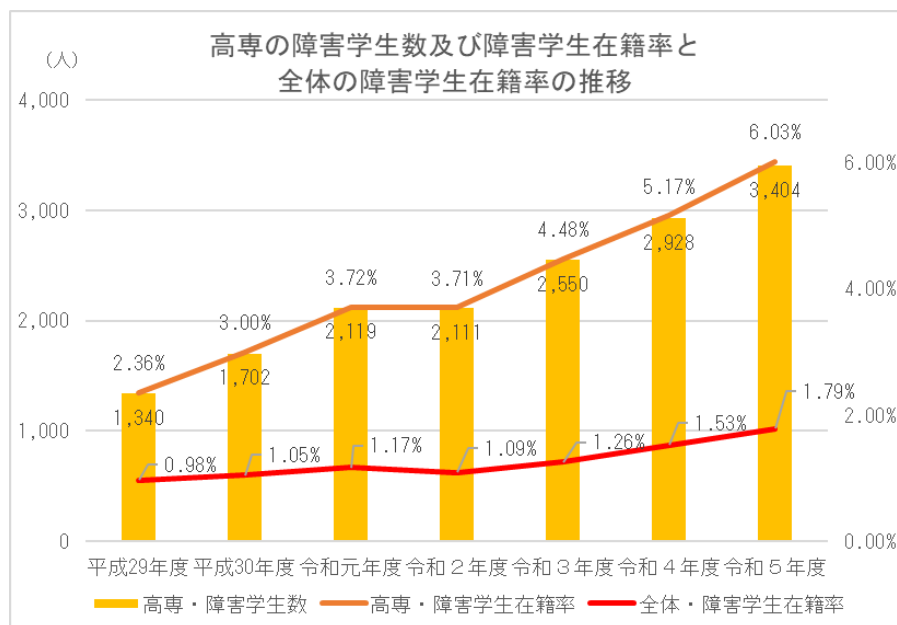
高専における障害学生数・障害学生在籍率は、令和元年度から令和2年度を除き増加傾向で推移している。平成29年度の障害学生数は1,340人で障害学生在籍率

が 2.36%だったのに対して、令和 5 年度はそれぞれ 3,404 人と 6.03%になっている（図表 2、図表 3）。障害学生数は 2,064 人、障害学生在籍率は 3.67 ポイントの増加であり、どちらも 2.5 倍強の増加となる。大学や短期大学を含む障害学生全体の在籍率が、平成 29 年度は 0.98%、令和 5 年度は 1.79%と 0.81 ポイント増加した。平成 29 年度から 1.8 倍強の増加であることから、高専の障害学生在籍率と増加率は大学や短期大学より高い傾向にある。

図表 2 高専における障害学生数の推移（障害種別）

(人)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害学生数計	1,340	1,702	2,119	2,111	2,550	2,928	3,404
視覚障害	38	40	33	13	27	35	46
聴覚・言語障害	65	60	81	61	73	69	108
肢体不自由	30	38	55	41	50	52	42
病弱・虚弱	408	543	671	555	686	798	919
重複	9	7	10	4	16	9	16
発達障害	582	756	848	939	1,052	1,160	1,309
精神障害	129	154	192	229	271	305	350
その他の障害	79	104	229	269	375	500	614

図表 3



高専・障害学生在籍率：高専の障害学生数÷高専の学生数×100（%）

全体・障害学生在籍率：全体の障害学生数÷全体の学生数×100（%）

## ② 支援障害学生数・支援障害学生在籍率

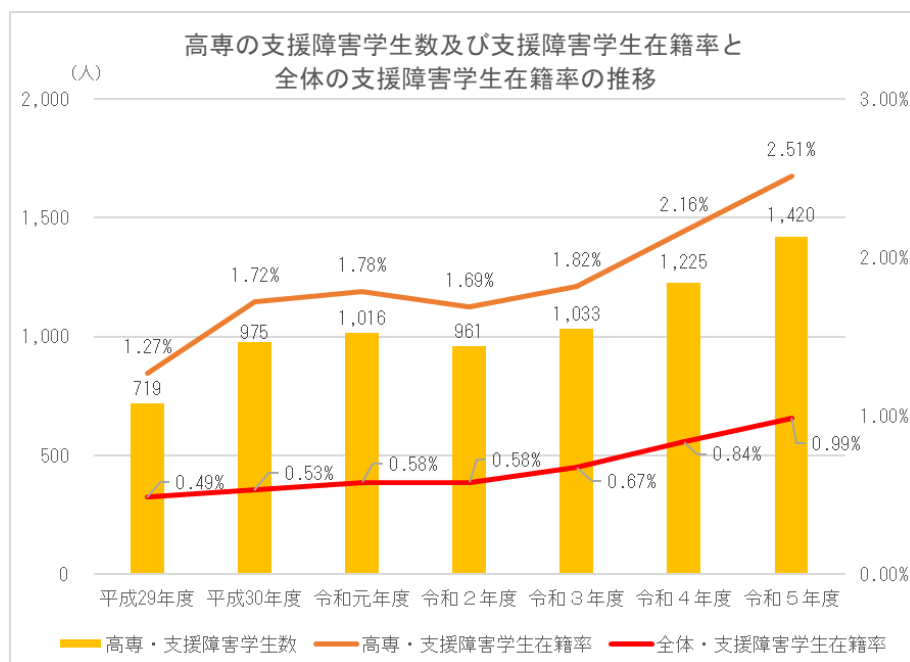
高専における支援障害学生数・支援障害学生在籍率は、障害学生数・障害学生在籍率と同様に、令和元年度から令和2年度までを除いて増加傾向で推移している。平成29年度の支援障害学生数は719人で支援障害学生在籍率が1.27%であったのに対して、令和5年度はそれぞれ1,420人と2.51%になっている(図表4、図表5)。支援障害学生数は701人、支援障害学生在籍率は1.24ポイントの増加であり、いずれも約2倍の増加となる。大学や短期大学を含む支援障害学生全体の在籍率が、平成29年度は0.49%、令和5年度は0.99%と0.50ポイント増加しており、こちらも約2倍の増加であることから、高専の支援障害学生在籍率と増加率は大学や短期大学とほぼ同じ傾向にある。

令和5年度の障害学生数は3,404人、支援障害学生数は1,420人であることから、高専の障害学生支援率は41.7%となる(図表6)。令和5年度における大学の障害学生支援率は56.6%、短期大学の障害学生支援率は41.4%であることから、高専の障害学生支援率は大学より低く、短期大学とほぼ同じである。

図表4 高専における支援障害学生数の推移(障害種別)

(人)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
支援障害学生数 計	719	975	1,016	961	1,033	1,225	1,420
視覚障害	14	25	13	6	12	13	14
聴覚・言語障害	43	37	32	34	27	29	41
肢体不自由	18	26	32	22	28	23	21
病弱・虚弱	236	344	328	281	303	370	390
重複	9	7	5	2	8	4	7
発達障害	291	402	419	383	414	461	575
精神障害	74	91	112	138	135	161	188
その他の障害	34	43	75	95	106	164	184

図表 5



高専・支援障害学生在籍率：高専の支援障害学生数÷高専の学生数×100 (%)  
 全体の支援障害学生在籍率：全体の支援障害学生数÷全体の学生数×100 (%)

図表 6 令和5年度の支援障害学生数と支援障害学生在籍率（学校種別）

(人)	障害学生数	支援障害学生数	障害学生支援率
大学	52,087	29,486	56.6%
短期大学	2,650	1,096	41.4%
高等専門学校	3,404	1,420	41.7%

障害学生支援率：支援障害学生数÷障害学生数×100 (%)

## (2) 障害種別の障害学生及び支援障害学生の在籍率の状況

### ① 障害種別の障害学生在籍率

障害種別の障害学生在籍率の経年推移について、令和5年度で多い順にみる。最も多いのは「発達障害」で、増加の幅も大きい。経年推移でも常に「発達障害」が最も多く、平成29年度の1.03%（582人）が、令和5年度は2.32%（1,309人）になった（図表7）。同じ令和5年度で、大学で最も多いのは「精神障害（0.58%・17,917人）」、短期大学で最も多いのは「病弱・虚弱（0.95%・993人）」であることと比較すると、「発達障害」が最も多くかつ2%超であることは、高専の特徴である。この背景として、実験・実習を中心とした専門的・実践的な教育を大学受験にとらわれず5年間かけて受けることができる環境を、高専が有していることが推測される。特定の分野に強い興味や集中力を持つ発達障害の特性を持つ中学生にとって、進学の実選肢として高等学校の環境よりも魅力的に映り得ることが、「発達障害」が高専

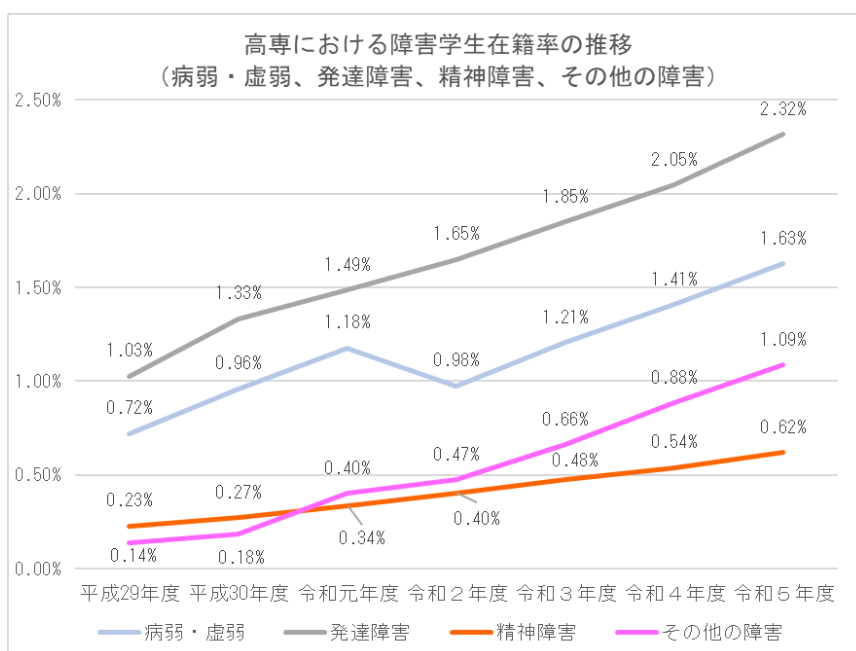
で最も多い障害種である特徴の背景となっている可能性がある。

二番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成 29 年度の 0.72%（408 人）が、令和 5 年度は 1.63%（919 人）になり、令和 2 年度を除いて増加している。

三番目に多いのが「その他の障害」である。平成 29 年度は 0.14%（79 人）で障害種としては「精神障害」に次ぐ四番目だったのが、令和元年度に「精神障害」を上回り、以降は三番目に多いまま推移して、令和 5 年度は 1.09%（614 人）になり、人数において 7 倍超と突出して増加している。一貫して増加傾向にあり、令和元年度に 0.40%（229 人）に急増して以降、特に増加の幅が大きい。「その他の障害」には、他の障害種に該当しない障害が計上されており、「過敏性腸症候群」や「起立性調節障害」などが含まれる。増加の幅が大きい背景として、近年、これらの診断が増加傾向にあることが推測される。

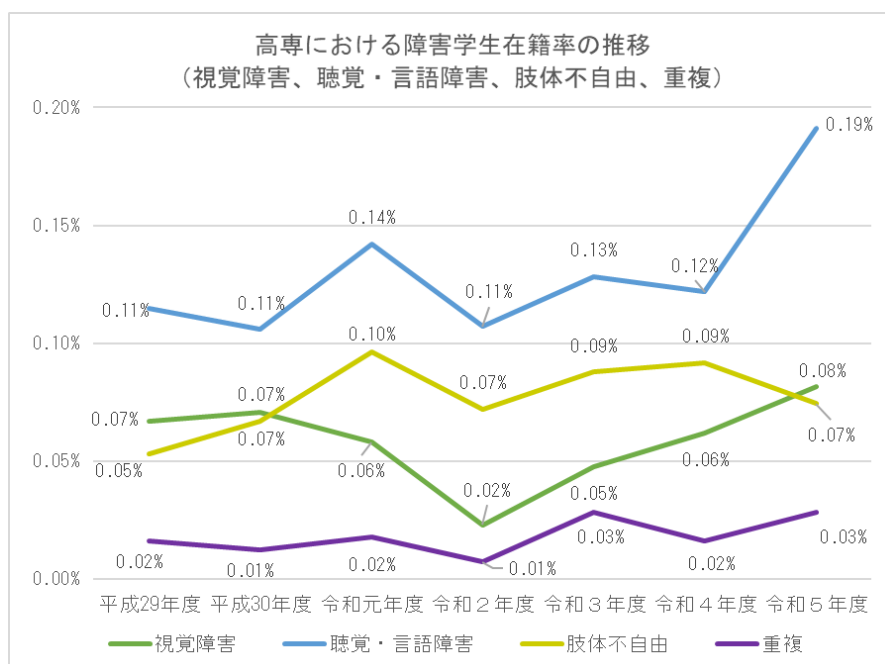
四番目に多いのが「精神障害」であり、平成 29 年度は三番目に多い 0.23%（129 人）だったのが、令和 5 年度は 0.62%（350 人）になった。令和元年度に「その他の障害」が「精神障害」を上回ったものの、一貫して増加傾向にある。

図表 7



上記の四つの障害種はいずれも 2 倍以上の増加であるのに対し、これら以外の障害種の増加の幅は小さい。五番目に多いのが「聴覚・言語障害」で、平成 29 年度の 0.11%が、令和 5 年度は 0.19%になった（図表 8）。以下、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、「視覚障害」は 0.07%が 0.08%に、「肢体不自由」は 0.05%が 0.07%に、「重複」は 0.02%が 0.03%と、ほぼ横ばいの状態である。

図表 8



## ② 障害種別の支援障害学生在籍率

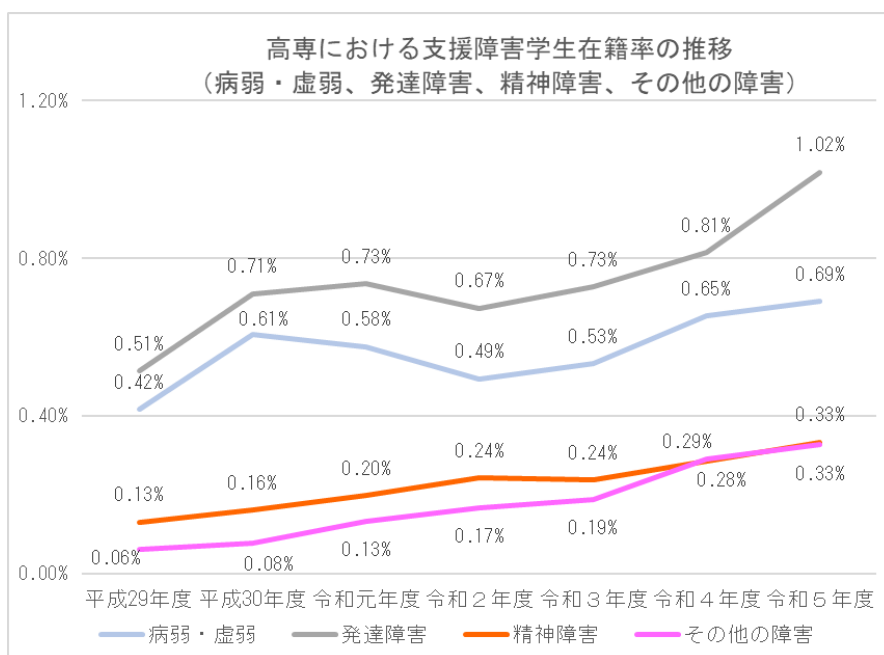
障害種別の支援障害学生在籍率の経年推移について令和5年度に多い順にみると、①の障害学生在籍率の経年推移とほぼ同じ傾向となっている。

最も多いのは「発達障害」で、増加の幅も大きい。経年推移でも常に「発達障害」が最も多く、平成29年度の0.51%（291人）が、令和5年度は1.02%（575人）になった（図表9）。同じ令和5年度の大学と短期大学ではともに「精神障害」が最も多く、在籍率及び支援障害学生数はそれぞれ0.39%と11,958人、0.39%と408人であることと比較すると、支援障害学生に関しても「発達障害」の割合が最も多いことは、高専の特徴である。

二番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成29年度は0.42%（236人）だったのが、令和5年度は0.69%（390人）になった。経年推移でも常に二番目に多い。

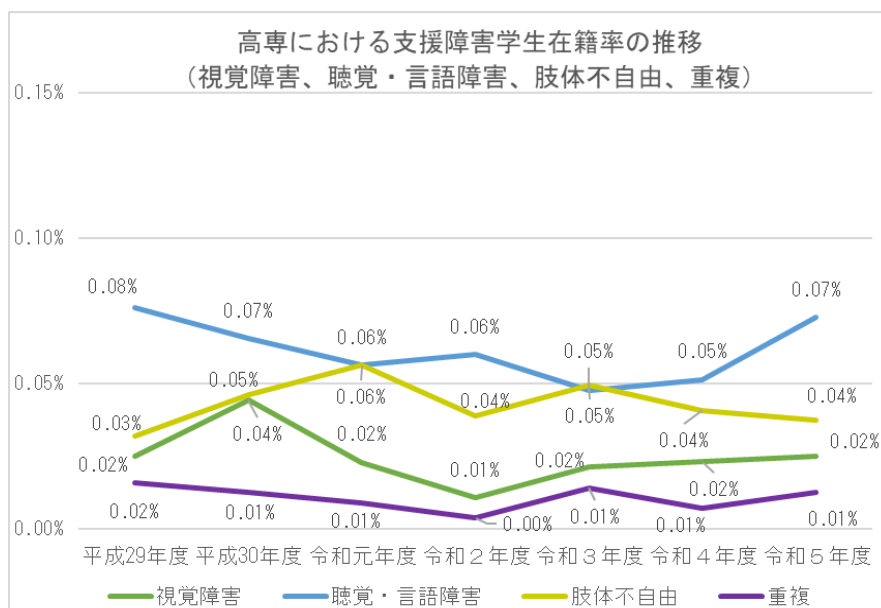
三番目に多いのが同率で「精神障害」と「その他の障害」である。「精神障害」は、平成29年度は0.13%（74人）だったのが、令和5年度は0.33%（188人）になった。「その他の障害」は、平成29年度は0.06%（34人）で「聴覚・言語障害」よりも少なかったが、令和5年度は0.33%（184人）になり、人数において5倍超と突出して増加している。平成30年度に「聴覚・言語障害」を上回り、令和4年度以降は「精神障害」とほぼ同率で推移している。増加の幅が大きい背景として、近年、「その他の障害」に計上される障害の診断が増加傾向にあることが推測される。

図表 9



上記の四つの障害種以外は、年度により変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移している。五番目に多いのが「聴覚・言語障害」で、平成 29 年度の 0.08%が令和 5 年度は 0.07%になっている (図表 10)。以下、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、「肢体不自由」は 0.03%が 0.04%に、「視覚障害」はともに 0.02%、「重複」は 0.02%が 0.01%になっている。

図表 10



### ③ 障害種別の障害学生在籍率と支援障害学生在籍率の比較

障害学生在籍率と支援障害学生在籍率について、在籍率が高い四つの障害種の傾向を比較すると、在籍率が一番目と二番目に高い障害種はどちらも一貫して「発達障害」と「病弱・虚弱」である。障害学生在籍率では、平成 29 年度に四番目だった「その他の障害」が、同じく三番目だった「精神障害」を令和元年度に上回り、以降は「その他の障害」が三番目、「精神障害」が四番目で推移している。一方で、支援障害学生在籍率では、平成 29 年度に三番目だった「精神障害」に、令和 4 年度に「その他の障害」がほぼ同率で並び、令和 5 年度に至っている。

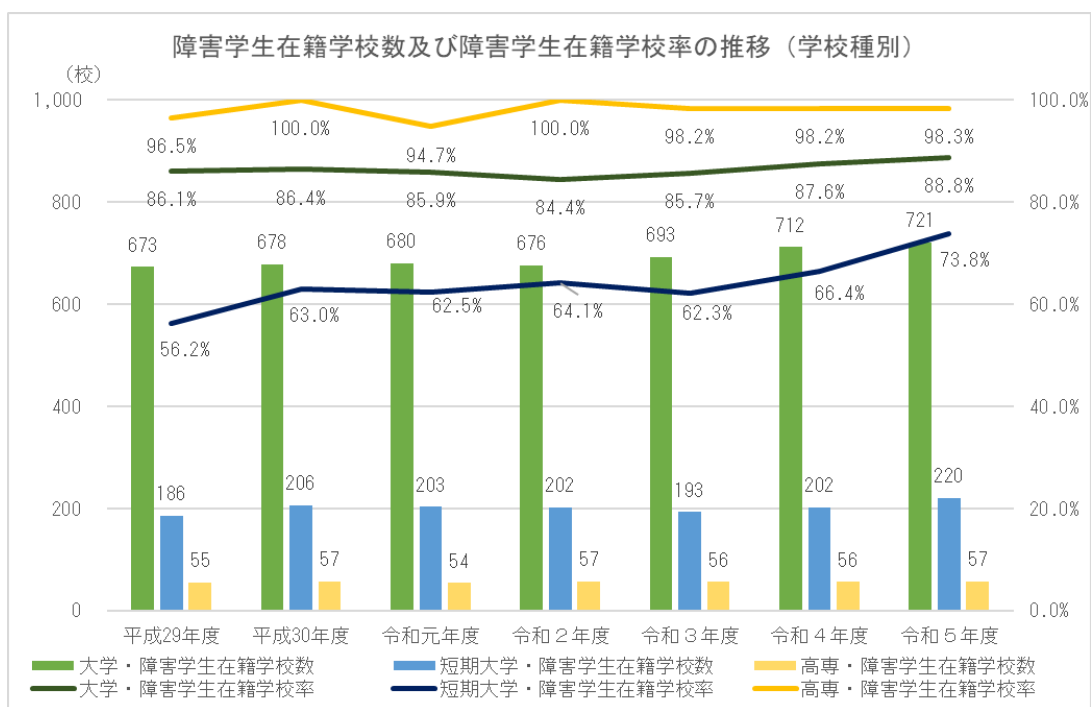
障害学生在籍率では「その他の障害」が「精神障害」よりも高いことに対し、支援障害学生在籍率では両者がほぼ同率である背景として、「その他の障害」に計上される学生は増加傾向にあるものの、支援を必要としない学生、あるいは組織的な支援を受けるまでに至っていない学生が存在すると推測される。

経年推移をみると、この四つの障害種のいずれの在籍率もほぼ一貫して上昇傾向にある中、令和 5 年度は、「発達障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の支援障害学生在籍率が障害学生在籍率の半分以下の数値となっている。一方で、「精神障害」は障害学生在籍率 0.62%に対し支援障害学生在籍率は 0.33%であり、四つの障害種で「精神障害」だけが障害学生在籍率の半分強の数値となっている。

### (3) 障害学生及び支援障害学生の在籍学校数

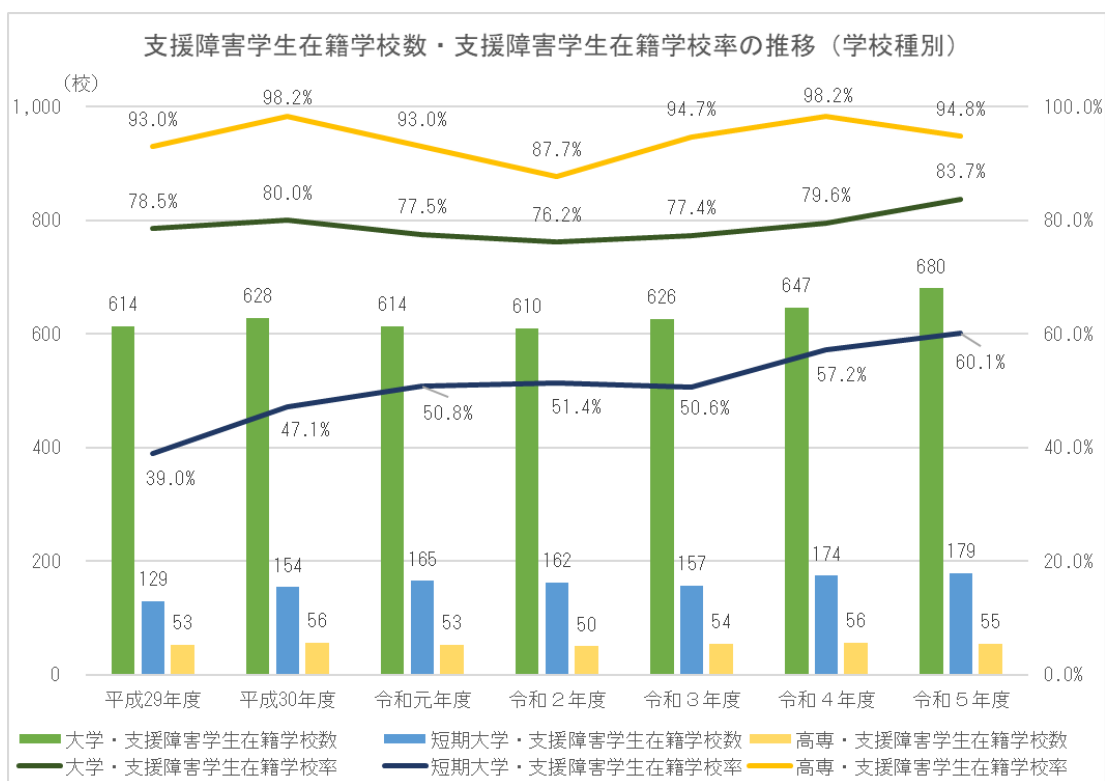
障害学生はほぼ全ての高専に在籍しており、支援障害学生も大半の高専に在籍している（図表 11、図表 12）。学校種別の障害学生及び支援障害学生の在籍学校率の経年推移をみると、令和 2 年度の支援障害学生の在籍学校率を除き、どの年度も 90%台以上であり、100%の年度もある。これは、大学（経年推移で 70%台後半から 80%台後半）や短期大学（経年推移で 30%台後半から 70%台前半）より高い。その背景として、小規模機関である高専は、学生一人一人の様子や特性を把握しやすい環境にあるため、障害学生の状況を正確に把握しやすい環境にあることが推測される。また、多くの高専でクラス担任制や学生相談体制が長年にわたり整備されてきており、面談や関係者の連携、情報共有による見守り体制の充実などに、継続的に取り組んできた影響も推測される。

図表 11



障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全体の学校数×100（％）

図表 12



支援障害学生在籍学校率：支援障害学生在籍学校数÷全体の学校数×100（％）

## 2. 高専における授業支援及び授業以外の支援

高専における授業支援と授業以外の支援について、以下、(1) 授業支援及び授業以外の支援の実施率、(2) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の実施校数、(3) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の状況の観点から概説する。

### (1) 授業支援及び授業以外の支援の実施率

高専における授業支援は、令和5年度は55校で実施されており、実施率は94.8%である(図表13)。平成29年度以降の推移をみると、令和2年度に若干の減少があったものの、常に80%台後半以上の実施率を保っている。また、授業以外の支援は、令和5年度は51校で実施されており、実施率は87.9%である。平成29年度から令和元年度は70%台、令和2年度以降は80%台後半で実施されている。

図表13 高専における授業支援及び授業以外の支援の実施校数と実施率の推移

(校)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体の学校数	57	57	57	57	57	57	58
授業支援実施校数	50	54	53	49	53	54	55
授業支援実施率	87.7%	94.7%	93.0%	86.0%	93.0%	94.7%	94.8%
授業以外の支援実施校数	45	43	40	49	49	51	51
授業以外の支援実施率	78.9%	75.4%	70.2%	86.0%	86.0%	89.5%	87.9%

### (2) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の実施校数

高専における授業支援実施校数は、障害種では「発達障害」が最も多く、平成29年度の37校から増加傾向にあり、令和5年度は55校中50校で実施されている(図表14)。次に多いのは「精神障害」であり、平成29年度は19校で、令和2年度に一旦減少したが、令和3年度からは再び増加して令和5年度は39校で実施されている。三番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成29年度は19校だったのが、令和5年度は35校で実施されている。四番目は「その他の障害」で、平成29年度は13校だったが令和5年度は33校で実施されている。「その他の障害」は障害学生数においては「精神障害」よりも多く、支援障害学生数においては「精神障害」と同率で三番目だが、授業支援の実施校数は「精神障害」より少ない。「その他の障害」は、まだ組織的な支援環境の整備が進んでいない可能性が推測される。

図表 14 高専における授業支援実施校数の推移

(校)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害種別	50	54	53	49	53	54	55
視覚障害	9	10	10	5	10	9	11
聴覚・言語障害	15	14	19	19	15	19	23
肢体不自由	11	11	16	13	17	18	16
病弱・虚弱	19	26	29	24	26	32	35
重複	4	4	5	1	2	2	1
発達障害	37	44	43	43	46	47	50
精神障害	19	30	30	19	31	35	39
その他の障害	13	14	19	15	26	30	33

(注) 複数回答あり

授業以外の支援実施校数も、障害種別では「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に多い（図表 15）。実施校数は授業支援実施校より少ないが、いずれの障害種も増加傾向にある。「発達障害」は平成 29 年度の 38 校から令和 5 年度は 47 校に、「精神障害」は平成 29 年度の 22 校から令和 5 年度は 36 校に、「病弱・虚弱」は平成 29 年度の 12 校から令和 5 年度は 29 校に、「その他の障害」は平成 29 年度の 7 校から令和 5 年度は 23 校に、それぞれ増加している。

図表 15 高専における授業以外の支援実施校数の推移

(校)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害種別	45	43	40	49	49	51	51
視覚障害	2	3	0	1	4	3	4
聴覚・言語障害	4	6	6	7	5	7	11
肢体不自由	6	5	6	8	10	10	9
病弱・虚弱	12	20	20	29	29	29	29
重複	2	2	3	1	3	2	1
発達障害	38	37	35	47	43	46	47
精神障害	22	22	25	31	32	33	36
その他の障害	7	6	8	14	19	23	23

(注) 複数回答あり

### (3) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の内容

#### ① 令和 5 年度における実施数の多い授業支援

令和 5 年度における障害種別の授業支援の内容について、実施校 55 校において校数が多い「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に、10 校以上で実施されている支援内容を概観する。

「発達障害（50校実施。以下、校数の数字のみ）」の支援内容は、順に「22. 配慮依頼文書の配付(31)」、「24. 学習指導(27)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(21)」、「17. 教室内座席配慮(20)」が多い(図表 16)。他に「16. 実技・実習配慮(19)」、「14. 注意事項等文書伝達(17)」、「23. 出席に関する配慮(16)」、「11. 試験時間延長・別室受験(15)」、「21. 講義に関する配慮(15)」、「13. パソコンの持込使用許可(10)」が10校以上で実施されている。

「精神障害(39)」の支援内容は、「22. 配慮依頼文書の配付(17)」が多く、他に「23. 出席に関する配慮(14)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(13)」、「11. 試験時間延長・別室受験(11)」、「17. 教室内座席配慮(10)」、「24. 学習指導(10)」が10校以上で実施されている。

「病弱・虚弱(35)」の支援内容は、「22. 配慮依頼文書の配付(16)」、「16. 実技・実習配慮(15)」、「23. 出席に関する配慮(15)」が多い。「病弱・虚弱」は、体力面で実技や実習への参加に困難を抱えやすいことから、参加の代替となる配慮が実施されている可能性が推測される。他に「17. 教室内座席配慮(10)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(10)」が10校以上で実施されている。

「その他の障害(33)」の支援内容は、「17. 教室内座席配慮(13)」、「22. 配慮依頼文書の配布(12)」、「23. 出席に関する配慮(12)」が10校以上で実施されている。「その他の障害」に計上される障害は多様であるため、特定の支援内容に偏らない傾向にあることが推測される。

図表 16 令和 5 年度の高専における授業支援実施校数（支援内容別）

(校)		実施校数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複	発達障害	精神障害	その他の障害
授業支援実施校		55	11	23	16	35	1	50	39	33
1	点訳・墨訳	0	0	-	-	-	0	-	-	-
2	教材のテキストデータ化	3	1	0	0	0	0	2	0	0
3	教材の拡大	10	3	0	0	1	0	6	0	0
4	ガイドヘルプ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	リーディングサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	手話通訳	0	0	0	-	-	0	-	-	-
7	ノートテイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	パソコンテイク	3	0	0	0	0	0	3	0	0
9	ビデオ教材字幕付け・文字起こし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	チューター又はティーチング・アシスタントの活用	3	0	0	1	0	0	2	0	0
11	試験時間延長・別室受験	28	2	2	2	8	0	15	11	7
12	解答方法配慮	12	0	1	2	0	0	8	1	1
13	パソコンの持込使用許可	12	1	0	2	2	0	10	0	0
14	注意事項等文書伝達	18	0	0	0	3	0	17	4	1
15	使用教室配慮	16	0	3	5	4	0	3	0	4
16	実技・実習配慮	34	5	9	12	15	0	19	6	8
17	教室内座席配慮	40	11	17	7	10	1	20	10	13
18	FM 補聴器・マイク使用	14	-	13	-	-	1	-	-	-
19	専用机・イス・スペース確保	5	0	0	3	1	0	0	0	1
20	読み上げソフト・音声認識ソフト	3	1	0	0	0	0	0	2	0
21	講義に関する配慮	19	1	3	2	1	0	15	3	4
22	配慮依頼文書の配付	33	3	7	5	16	1	31	17	12
23	出席に関する配慮	33	1	0	4	15	0	16	14	12
24	学習指導	31	0	0	3	6	0	27	10	4
25	授業内容の代替、提出期限延長等	29	0	0	3	10	0	21	13	8
26	履修支援	3	0	0	0	0	0	2	1	1
27	学外実習・フィールドワーク配慮	10	1	2	3	7	0	3	2	1

(注) 複数回答あり

## ② 令和5年度における実施数の多い授業以外の支援

令和5年度における障害種ごとの授業以外の支援内容についても、実施校51校において校数が多い「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に、10校以上で実施されている支援内容を概観する。授業以外の支援内容は四つの大項目に分類されるが、「進路・就職指導」は15校と実施が少ない中、「発達障害」のみ14校であり、「発達障害」固有の特徴と推測される(図表17)。そこで、以下においては「進路・就職指導」を除く大項目の支援内容内訳について、順に概観する。

「発達障害(47)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(41)」、「社会的スキル指導(35)」、「学生生活支援(31)」の順に多い。「保健管理・生活支援(41)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(40)」、「9. 医療機関との連携(22)」、「11. 休憩室・治療室の確保等(14)」の順に多い。「社会的スキル指導(35)」は、「5. 自己管理指導(30)」、「6. 対人関係配慮(28)」の順に多い。「学生生活支援(31)」は「1. 居場所の確保(23)」が最多で、「3. 個別支援情報の収集(14)」が続く。

「精神障害(36)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(28)」、「社会的スキル指導(14)」、「学生生活支援(10)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(28)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(28)」、「9. 医療機関との連携(14)」の順に多い。「社会的スキル指導(14)」と「学生生活支援(10)」は、ともに実施率40%以下であり、いずれも10校以上で実施されている支援内容内訳はない。

「病弱・虚弱(29)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(23)」、「社会的スキル指導(9)」、「学生生活支援(7)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(23)」は、「11. 休憩室・治療室の確保等(13)」が最多で、「9. 医療機関との連携(11)」が続く。他の三つの障害種と異なり「8. 専門家によるカウンセリング(9)」は相対的に低く、主に医療的支援を必要とする様子が推測される。

「その他の障害(23)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(21)」、「社会的スキル指導(6)」、「学生生活支援(4)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(21)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(19)」のみが突出している。

図表 17 令和 5 年度の高専における授業以外の支援実施校数（支援内容別）

(校)		実施校数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複	発達障害	精神障害	その他の障害
授業以外の支援実施校		51	4	11	9	29	1	47	36	23
学生生活支援		34	1	3	4	7	1	31	10	4
1	居場所の確保	25	0	1	1	4	0	23	7	3
2	通学支援	5	0	0	4	1	0	0	0	0
3	個別支援情報の収集	15	1	2	1	3	1	14	2	1
4	情報取得支援	9	0	0	0	1	1	9	1	1
社会的スキル指導		37	0	1	1	9	0	35	14	6
5	自己管理指導	32	0	0	0	4	0	30	9	3
6	対人関係配慮	28	0	1	0	5	0	28	9	2
7	日常生活支援	12	0	0	1	3	0	9	2	1
保健管理・生活支援		47	3	8	6	23	1	41	28	21
8	専門家によるカウンセリング	41	0	8	5	9	0	40	28	19
9	医療機関との連携	31	3	0	0	11	1	22	14	5
10	医療機器、薬剤の保管等	11	0	0	1	9	0	2	0	0
11	休憩室・治療室の確保等	22	0	0	2	13	0	14	7	5
12	生活介助	1	-	-	1	0	0	-	-	0
13	介助人の入構、入室許可	3	0	0	3	0	0	0	0	0
進路・就職指導		15	0	0	0	2	0	14	3	0
14	キャリア教育	8	0	0	0	1	0	7	2	0
15	障害学生向け求人情報の提供	7	0	0	0	2	0	5	2	0
16	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	10	0	0	0	2	0	9	1	0
17	インターシッパ先の開拓	5	0	0	0	0	0	4	1	0
18	就職先の開拓、就職活動支援	10	0	0	0	1	0	9	1	0

(注) 複数回答あり

### 3. 障害学生支援に関する体制等の整備

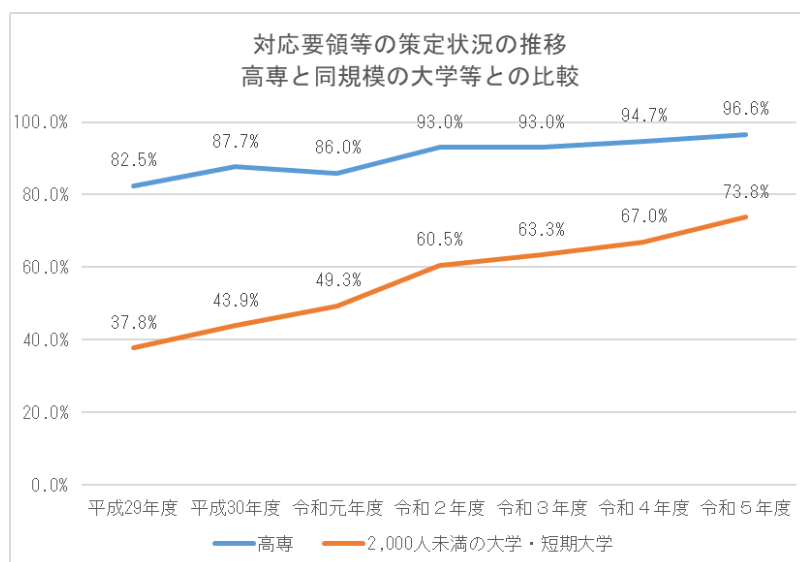
高専における障害学生支援に関する体制等の整備について、以下、(1) 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定、(2) 専門委員会等の設置、(3) 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、(4) 障害学生支援担当部署の設置、(5) 障害学生支援担当者の配置の観点から概説する。なお、本項目では、高専と同様に小規模機関である学生規模 2,000 人未満の大学・短期大学（以下「小規模大学等」という。）の状況とも比較して概観する。小規模大学等の学校数は、平成 29 年度は 765 校、令和 5 年度は 755 校であり、それぞれの学校数が各年度の実施率算出の母数に当たる。

## (1) 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定

障害者差別解消法に関する対応要領等がある高専は、平成 29 年度の 82.5% (47 校) が、令和 5 年度は 96.6% (56 校) に増加した (図表 18)。対応要領がない高専は平成 29 年度には 7 校だったが令和 5 年度は 1 校に、策定予定の高専は平成 29 年度の 3 校が令和 5 年度は 1 校に、それぞれ減少した。対応要領等の策定が進んだ背景として、国立高専では、高専機構本部が制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が配布、周知されたことの影響が推測される。また、私立高専では、令和 6 年度からの改正障害者差別解消法の施行による合理的配慮提供の義務化への対応として、策定が進んだことが推測される。

対応要領等がある小規模大学等は、平成 29 年度の 37.8% が、令和 5 年度は 73.8% に増加しており、増加の幅が大きい。対応要領等の整備は、高専は小規模大学等より早い時期から進んでいる。

図表 18



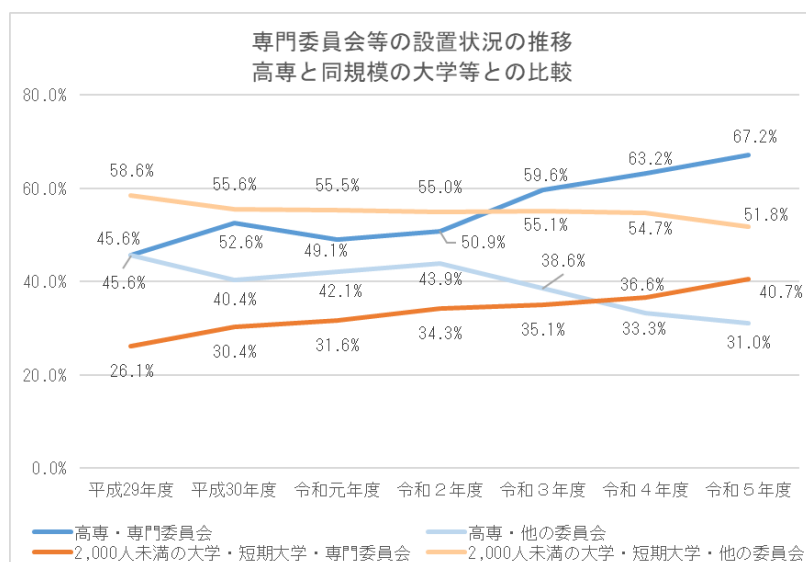
## (2) 専門委員会等の設置

障害学生支援に関する専門委員会等の設置状況について、専門委員会がある高専は、平成 29 年度の 45.6% (26 校) が、令和 5 年度は 67.2% (39 校) に増加した (図表 19)。他の委員会が対応している高専は、平成 29 年度は専門委員会がある高専と同率で 45.6% (26 校) であったが、平成 30 年度以降は専門委員会がある高専の方が多くなり、令和 5 年度には 31.0% (18 校) に減少した。専門委員会と他の委員会を合わせると、高専は 1 校を除きいずれかに該当している。

専門委員会がある小規模大学等は、平成 29 年度の 26.1% が、令和 5 年度は 40.7% に増加した。他の委員会が対応している小規模大学等は、平成 29 年度の 58.6% が、令和 5 年度は 51.8% に減少した。高専では、平成 30 年度以降、専門委員会がある割

合が他の委員会が対応している割合を上回っているのに対して、小規模大学等では、他の委員会が対応している割合が、専門委員会がある割合を上回ったまま推移している。専門委員会と他の委員会を合わせると、いずれかに該当する小規模大学等は増加しているものの、対応する委員会がないところがいまだ1割程度あることから、高専は小規模大学等より委員会等の設置対応が進んでいる。

図表 19

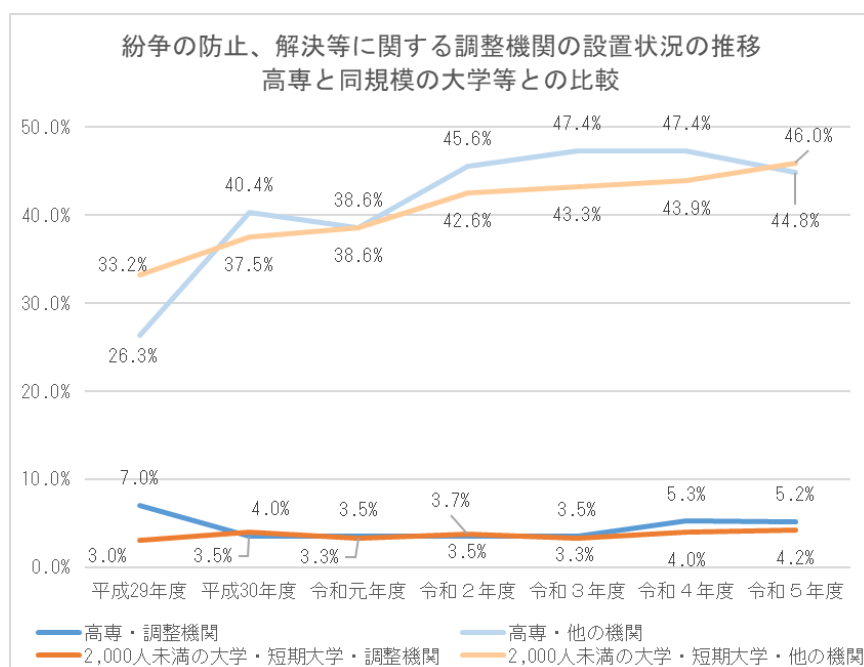


### (3) 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置

紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況について、大学、短期大学、高専全てにおいて、第三者的視点の調整機関の設置はあまり進んでいない。調整機関がある高専は、平成29年度は7.0%（4校）、令和5年度は5.2%（3校）でほぼ変化がない（図表20）。一方で、他の機関が対応している高専は、平成29年度の26.3%（15校）が、令和5年度は44.8%（26校）に増加した。対応する機関がない高専は、平成29年度は38校あったが、令和5年度は29校に減少した。対応する機関の設置は少しずつ進んでいるが、令和5年度でも調整機関と他の機関を合わせて29校であり、機関がない高専も29校で50%ずつである。この背景として、小規模である高専は、単独で、しかも専門の調整機関を設置するには人的資源が不足していること、実際に紛争が生じないと調整機関の必要性の理解が進みにくいことなどが推測される。

小規模大学等も状況は高専と似ている。調整機関がある小規模大学等は、平成29年度は3.0%、令和5年度は4.2%でほぼ変化がない。一方で、他の機関が対応している小規模大学等は、平成29年度の33.2%が令和5年度は46.0%に増加した。小規模大学等でも、対応する機関がない状況は改善されてきているが、調整機関と他の機関を合わせて50.2%の設置状況である。高専と同様に、人的資源の不足により単独で調整機関を設置することが難しい背景の存在が推測される。

図表 20

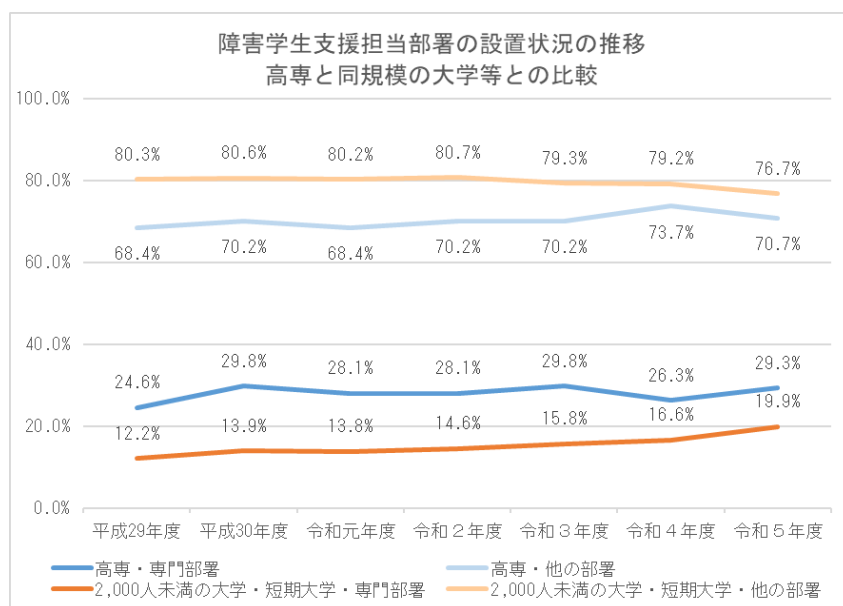


#### (4) 障害学生支援担当部署の設置

障害学生支援担当部署の設置状況について、専門部署がある高専は、平成29年度の24.6%（14校）が、令和5年度は29.3%（17校）に増加した（図表21）。他の部署が対応する高専も、平成29年度の68.4%（39校）が、令和5年度は70.7%（41校）に増加しており、令和3年度以降は全ての高専に担当部署が設置されている。令和5年度において7割以上の高専で他の部署が障害学生支援も担当している背景として、高専では中学校卒業後の学生を受け入れており、また学生寮で生活する学生も多いことから、よりきめ細やかな相談・見守り体制が必要とされ、早い時期から学生相談部署の設置が進んできたことが推測される。また、クラス担任制により、担任教員と学生相談部署が連携することで、障害の有無に関わらず対応する体制が構築されてきたことも、高専固有の背景として推測される。加えて、人的資源が潤沢ではない高専においては、障害学生支援担当者の配置などの充実は図りつつ、既存の学生相談部署において対応するという、実現可能な環境整備をしてきたことが推測される。

小規模大学等も状況は高専と似ている。専門部署がある小規模大学等は、平成29年度の12.2%が、令和5年度は19.9%に増加した。一方で、他の部署が対応する小規模大学等は、平成29年度の80.3%が、令和5年度は76.7%に減少した。令和5年度は、専門部署と他の部署を合わせて96.6%の設置状況である。専門部署の設置の割合は、高専は小規模大学等よりも若干高い。

図表 21



## (5) 障害学生支援担当者の配置

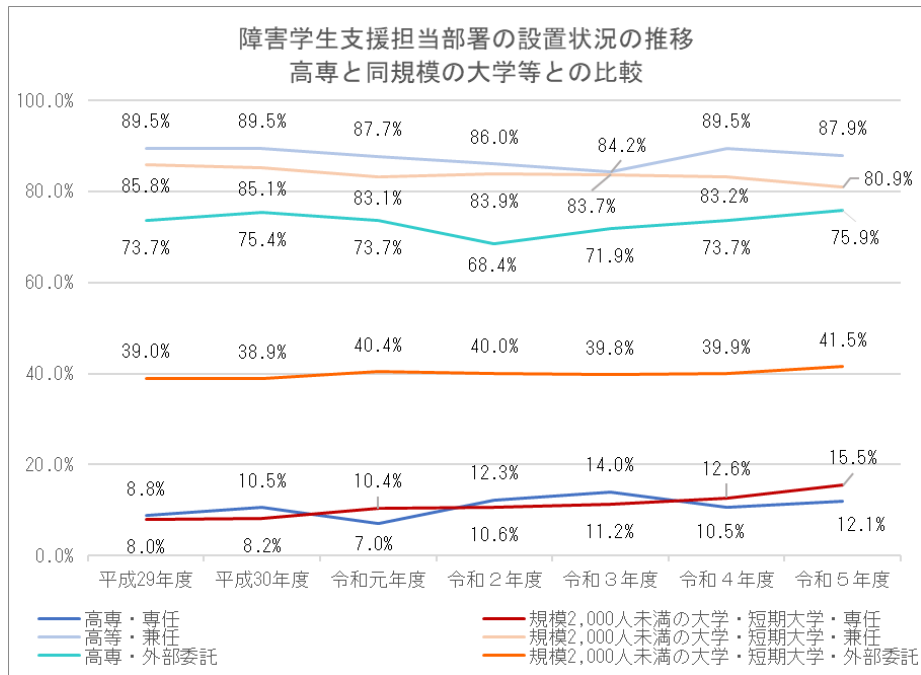
### ① 障害学生支援担当者の配置

障害学生支援担当者について、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上している。兼任の担当者のみを配置しているものは「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。したがって、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」の合計が支援担当者を配置している学校となる。

専任の担当者の配置は、大学、短期大学、高専全てにおいて、あまり進んでいない。令和5年度は全ての高専に支援担当者が配置されているが、支援担当者の専任、兼任、外部委託の割合は横ばいで推移している（図表 22）。専任の担当者が配置されている高専は、平成29年度は8.8%（5校）、令和5年度は12.1%（7校）である。兼任の担当者が配置されている高専は、平成29年度は89.5%（51校）、令和5年度は87.9%（51校）であり、外部委託は、平成29年度は73.7%（42校）、令和5年度は75.9%（44校）である。高専の障害学生支援の大半は、兼任の担当者及び外部委託によって担当されている。

兼任の担当者が多く専任の担当者が少ない状況は、小規模大学等も同じである。専任の担当者が配置されている小規模大学等は、平成29年度の8.0%が、令和5年度は15.5%に増加しており、高専より増加の幅は大きい。兼任の担当者が配置されている小規模大学等は、平成29年度の85.8%が、令和5年度は80.9%に減少した。令和5年度は、専任の担当者と兼任の担当者を合わせて96.4%の配置である。

図表 22

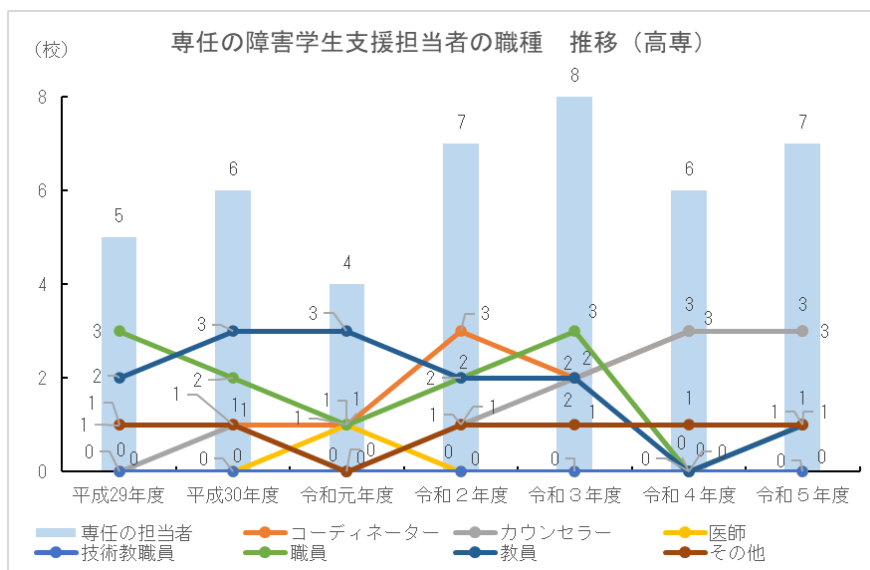


② 障害学生支援担当者の職種

専任スタッフの職種について、前述のとおり、本項目では、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上しつつ、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置している学校を「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。

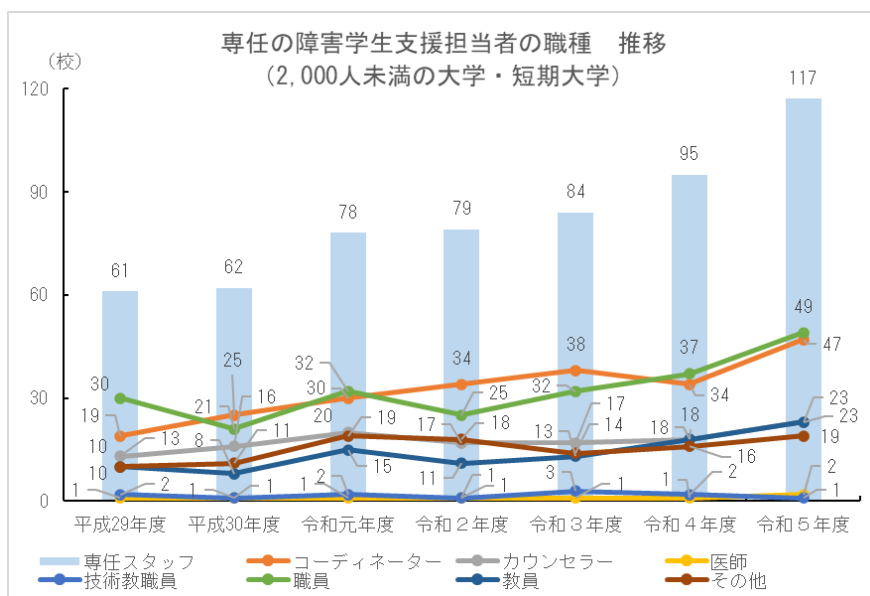
専任の担当者が配置されている高専が経年推移で5校から7校と少なく、最も多い職種でも3校しかない（図表 23）。平成 29 年度には0校か1校だったコーディネーターとカウンセラーが令和5年度は3校ずつになり、専門家を専任の担当者として雇用することが、僅かながら行われている可能性はある。高専ではコーディネーターとカウンセラーの配置がほぼ同数で推移しているのに対して、小規模大学等では、コーディネーターの配置が47校、カウンセラーの配置が23校であり、コーディネーターの配置の方が約2倍多い（図表 24）。このことから、支援担当者の職種は、小規模大学等を含む大学や短期大学ではカウンセラーよりもコーディネーターが中心であるのに対し、専任の担当者の配置自体が困難である高専では、カウンセラーよりもコーディネーターの配置を優先する傾向はないことが推測される。

図表 23



(注) 複数回答あり

図表 24



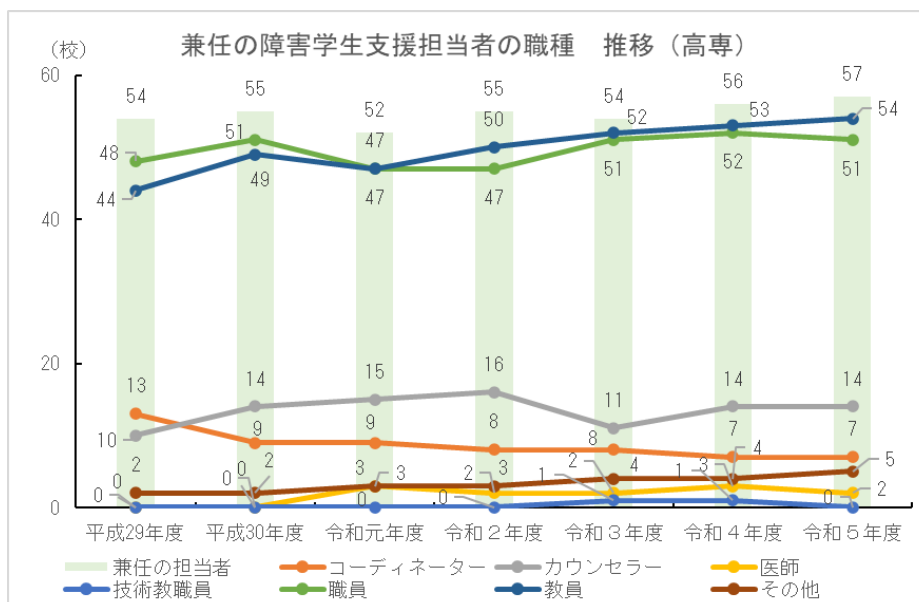
(注) 複数回答あり

兼任の担当者の職種について、兼任の担当者が配置されている高専（専任と兼任の両方が配置されている高専も含む。）は、平成29年度の54校（94.7%）が、令和5年度は57校（98.3%）に増加しているが、その職種には、小規模大学等を含む大学や短期大学と異なる特徴がみられる（図表25）。

小規模大学等では、兼任の担当者の職種として最も多いのが職員で、令和5年度は633校、二番目に多いのが教員で同じく449校であり、職員が教員を大きく上回っている（図表26）。一方で、高専では、最も多い職種として教員と職員がほぼ同

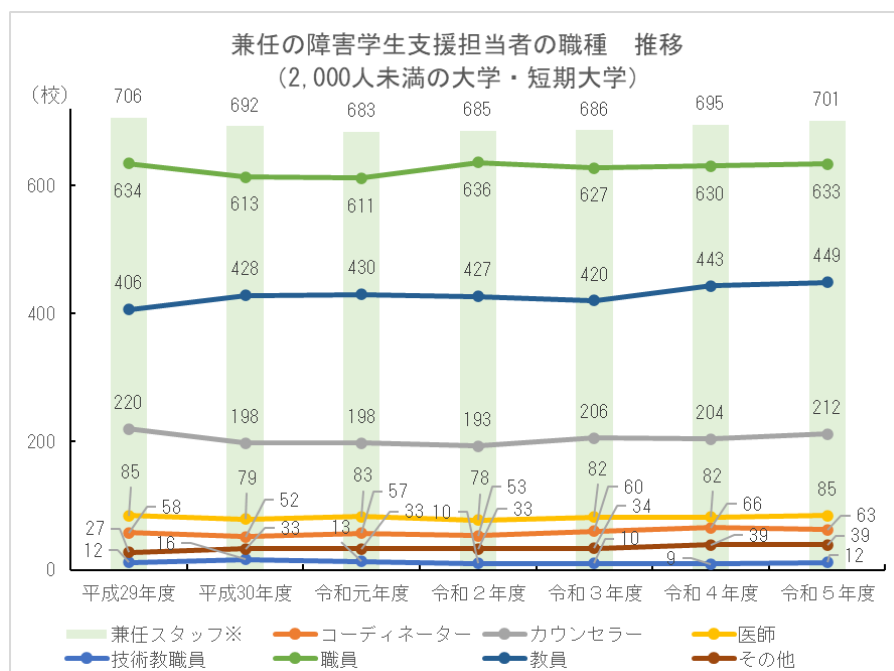
数という特徴があり、令和5年度は教員が54校、職員が51校で、教員が職員を若干上回っている。このことから、高専では教員が支援担当者として大きく関わっていることが推測される。しかし、高専は工学系を中心とした専門分野により構成されており、障害学生支援を専門とする教員は稀少である。高専では、障害学生支援を専門としない教員が、兼任の担当者として障害学生支援に大きく関わっている状況が推測される。これは、大学や短期大学において教員が障害学生支援に関わる状況とはかなり異なる特徴である。また、大学や短期大学と同様に、教員と職員に次ぐ兼任の担当者の職種はカウンセラーだが、令和5年度においてカウンセラーの配置は14校（24.6%）である。小規模大学等では701校中212校と30%以上の配置であることと比較すると、その割合は少ない。

図表 25



(注) 複数回答あり

図表 26



(注) 複数回答あり

#### 4. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施

令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の取組は、58校全ての高専で実施されている(図表27)。活動や取組の実施状況について、以下、(1)実施率が6割以上の項目、(2)実施率が1割未満の項目、(3)他に特徴がみられる項目の観点から概説する。

図表 27 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況(高専)

		実施校数 (校)	実施率
障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施		58	100.0%
①	不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組	46	79.3%
②	社会的障壁を理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組	38	65.5%
③	支援情報の公開(学外者が見られるホームページで公開している。)	51	87.9%
④	障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援	36	62.1%
⑤	他大学等との連携	22	37.9%
⑥	学外機関との連携	36	62.1%
⑦	相談対応・懇親会等(障害学生・支援スタッフ向け)	21	36.2%
⑧	障害学生支援に関する(学内)研修	25	43.1%
⑨	障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣	41	70.7%

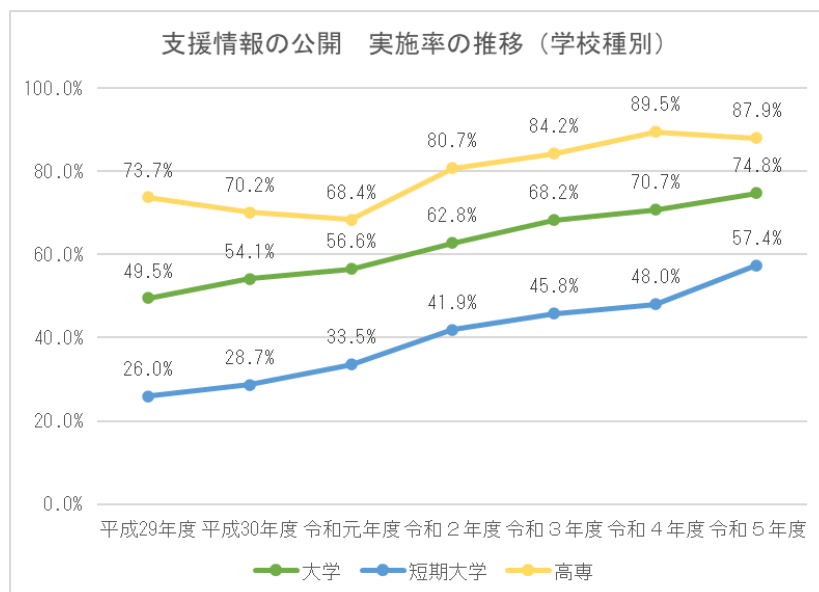
⑩	障害学生支援に関する学生向け研修(ノートテイカー養成等)	2	3.4%
⑪	支援マニュアル、パンフレット等の配布	6	10.3%
⑫	オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供	20	34.5%
⑬	入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知	16	27.6%
⑭	障害学生支援に関する講座講演等イベント	3	5.2%
⑮	障害学生支援又は障害者支援に関する講義(ボランティア論等)	1	1.7%

※⑬は平成30年度の本調査で新設された項目

### (1) 実施率が6割以上の項目

令和5年度に実施率が6割以上の項目を実施率が高い順にみると、最も高い項目は「③支援情報の公開」である。平成29年度の73.7%(42校)から令和5年度の87.9%(51校)に、14.2ポイント増加した(図表28)。大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対して、平成29年度から減少傾向で推移したが、令和2年度から増加に転じた。実施率は大学や短期大学より高いまま推移しているが、令和4年度から令和5年度はほぼ横ばいである。

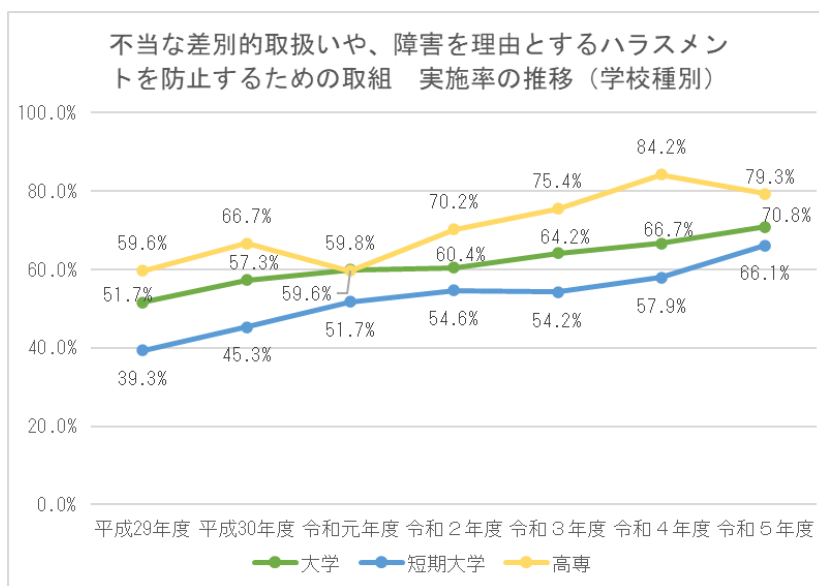
図表28



二番目に高い項目は「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」である。平成29年度の59.6%(34校)から令和5年度の79.3%(46校)に、19.7ポイント増加した(図表29)。令和元年度を除き実施率は大学や短期大学より高い傾向で推移しているが、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で

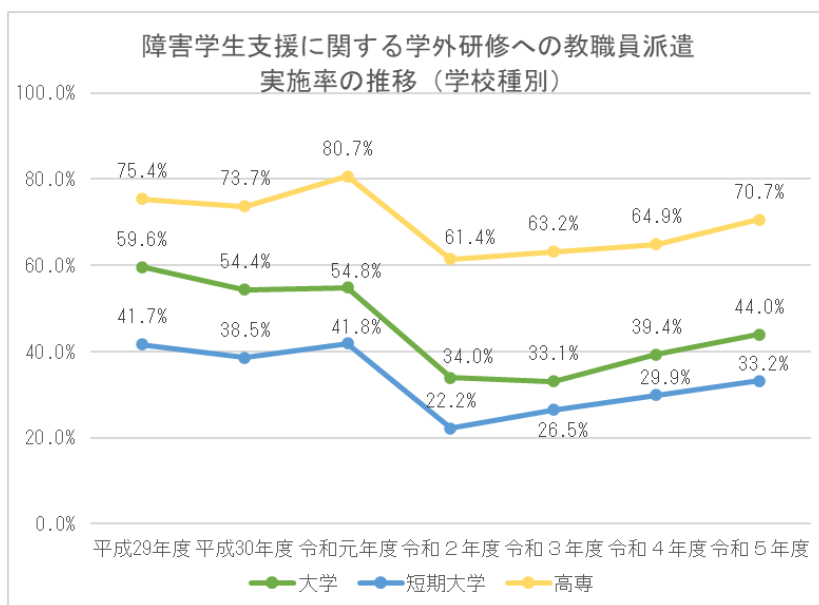
推移しているのに対し、高専は常に増加傾向で推移しているわけではない。

図表 29



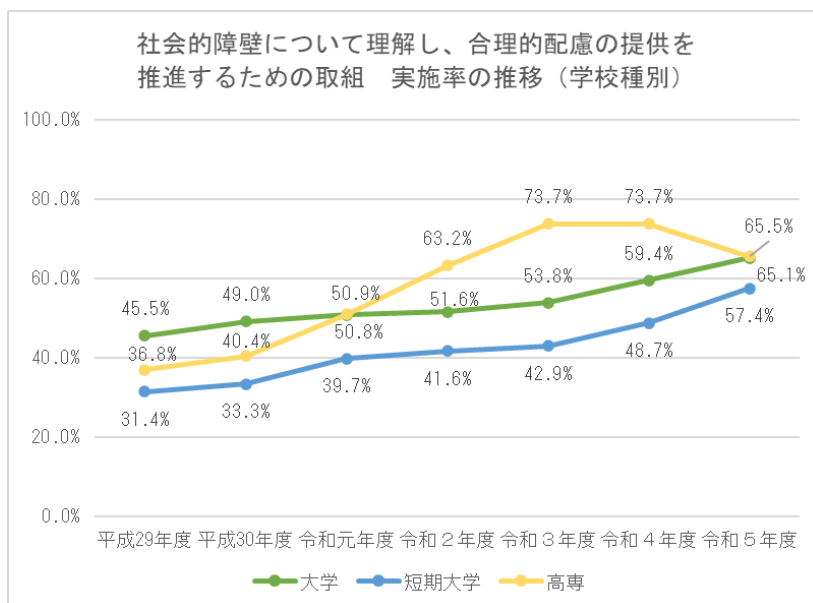
三番目に高い項目は「⑨障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣」であるが、実施率は平成29年度の75.4%（43校）から令和5年度の70.7%（41校）に若干減少した（図表30）。令和元年度に80.7%（46校）まで増加した後、令和2年度に一旦大きく減少し、その後また徐々に増加傾向となっている。実施率は大学や短期大学より高いまま推移しており、高専は学外リソースの活用に積極的な様子が推測される。

図表 30



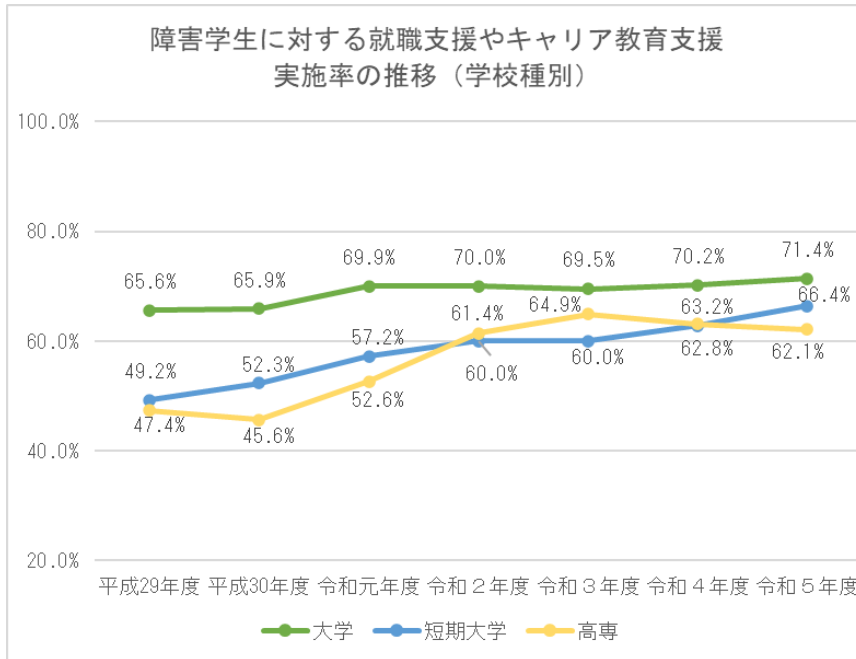
四番目に高い項目は「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」である。平成29年度の36.8%（21校）から令和5年度の65.5%（38校）に、28.7ポイント増加した（図表31）。平成30年度までは大学に次ぐ実施率であったが、令和元年度に大学を上回った。以降、実施率は大学や短期大学より高い傾向で推移しているが、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対し、高専は令和3年度から令和4年度の横ばいから、令和5年度には減少し、大学とほぼ同じ実施率となっている。

図表 31



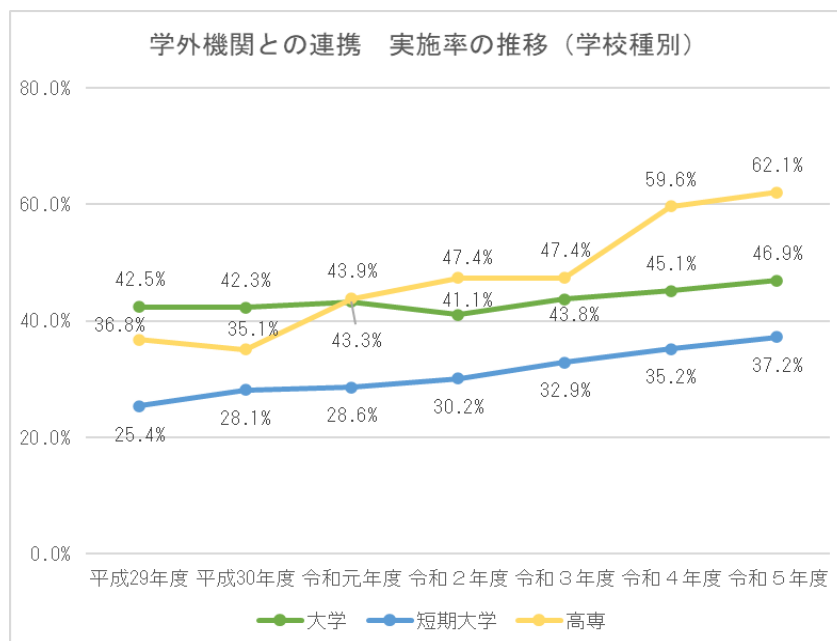
五番目に高い項目は同率で二つあり、一つは「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」である。平成29年度の47.4%（27校）から令和5年度の62.1%（36校）に、14.7ポイント増加した（図表32）。平成29年度の実施率は大学や短期大学よりも低く、令和2年度から短期大学を上回り、令和3年度に64.9%（37校）まで増加したが、令和5年度は再び最も低くなっている。実施率が大学を上回ることはなく、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対して、高専は令和2年度以降、ほぼ横ばいか減少傾向で推移している。

図表 32



もう一つ五番目に高い項目は「⑥学外機関との連携」である。平成29年度の36.8%（21校）から令和5年度の62.1%（36校）に、25.3ポイント増加した（図表33）。実施率は平成29年度と平成30年度は横ばいであったが、令和元年度に大学や短期大学を上回り、以降は増加傾向で推移している。障害学生支援を専門とする教職員が稀少である高専は、個別の支援において、地域の支援センターや就労移行支援機関などの学外の専門機関と連携する機会が、大学や短期大学より多い可能性が推測される。

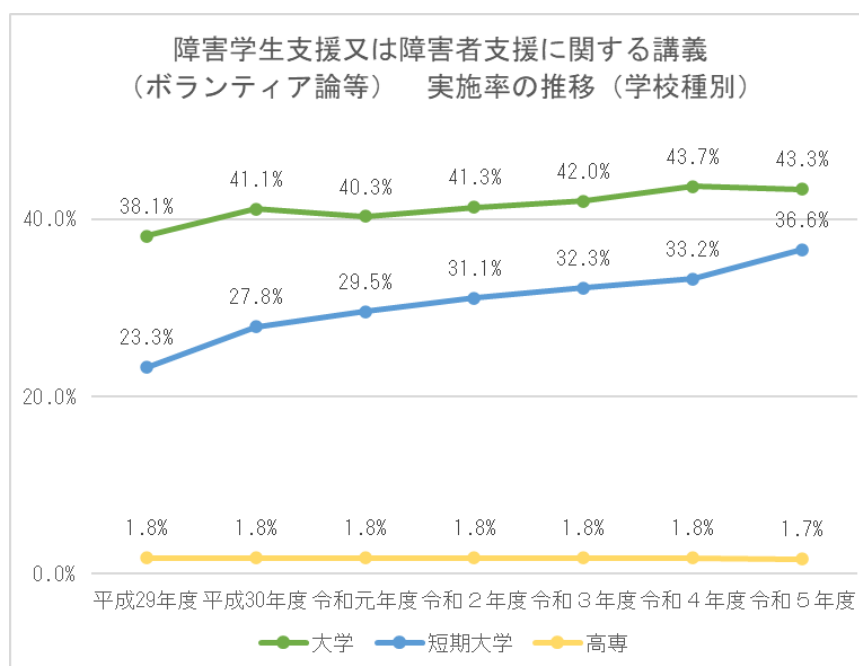
図表 33



## (2) 実施率が1割未満の項目

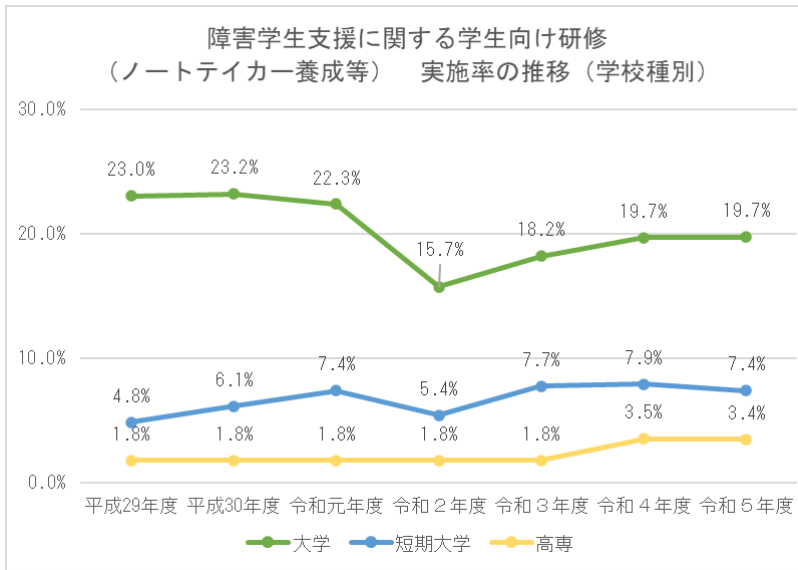
令和5年度に実施率が1割未満の項目を実施率が低い順にみると、最も低い項目は「⑮障害学生支援又は障害者支援に関する講義」である。令和5年度は1.7%（1校）で、平成29年度から1校のみでの実施で経年推移している（図表34）。実施率は大学や短期大学より極端に低い。工学系を中心とするカリキュラムの高専では、ボランティア論等の障害学生支援等に関する講義はほとんど開講されていないことと、障害学生支援を専門とする教員が稀少であることが、この背景として推測される。

図表 34



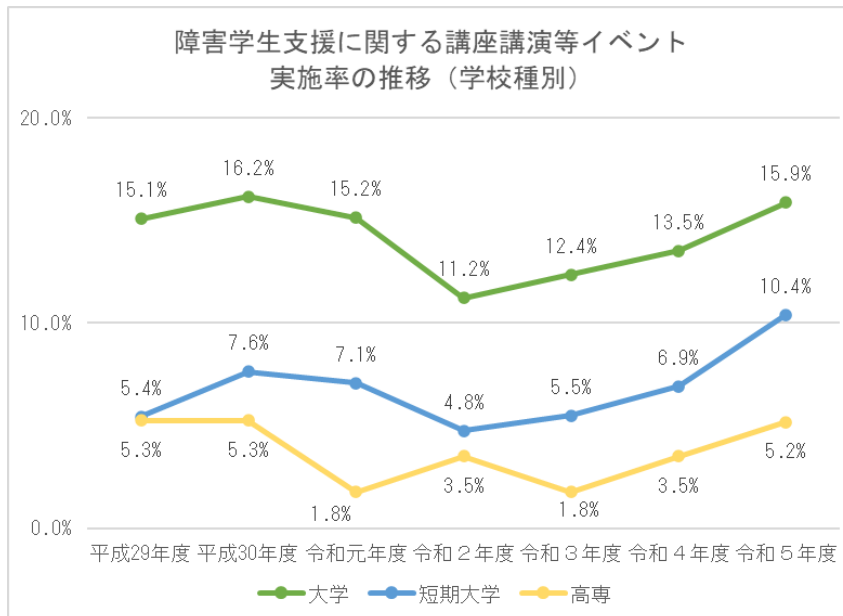
二番目に低い項目は「⑩障害学生支援に関する学生向け研修」である。令和5年度の3.4%（2校）まで、1校か2校のみでの実施で経年推移している（図表35）。実施率は大学や短期大学よりも低いまま推移しており、大学や短期大学と合わせた全体の実施率15.8%よりかなり低い。障害学生支援を専門とする教員が稀少であることに加えて、実験・実習が多いカリキュラムの高専の環境では、ノートテイク養成等を含む学生間のピアサポーター養成などの学生向け研修の実施機会が少ないことと、大学や短期大学よりも年齢が低い学生が在籍していることが、この背景として推測される。

図表 35



三番目に低い項目は「⑭障害学生に関する講座講演等イベント」である。令和5年度の5.2%（3校）まで、平成29年度から1校から3校のみでの実施で経年推移している（図表36）。実施率は大学や短期大学より低く、令和5年度で大学の約3分の1、短期大学の約半分である。障害学生支援を専門とする教職員が稀少である高専ではこの分野のイベント等の主催が困難であることが、この背景として推測される。

図表 36

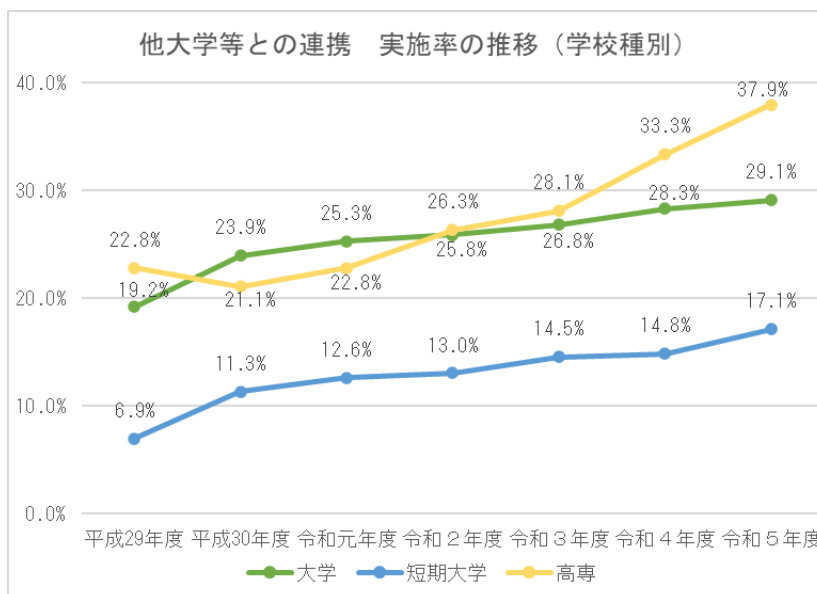


### (3) 他に特徴がみられる項目

「⑤他大学等との連携」は、平成29年度の22.8%（13校）から令和5年度の37.9%（22校）に、15.1ポイント増加したが、まだ6割以上の高専が他大学等（以下「大学

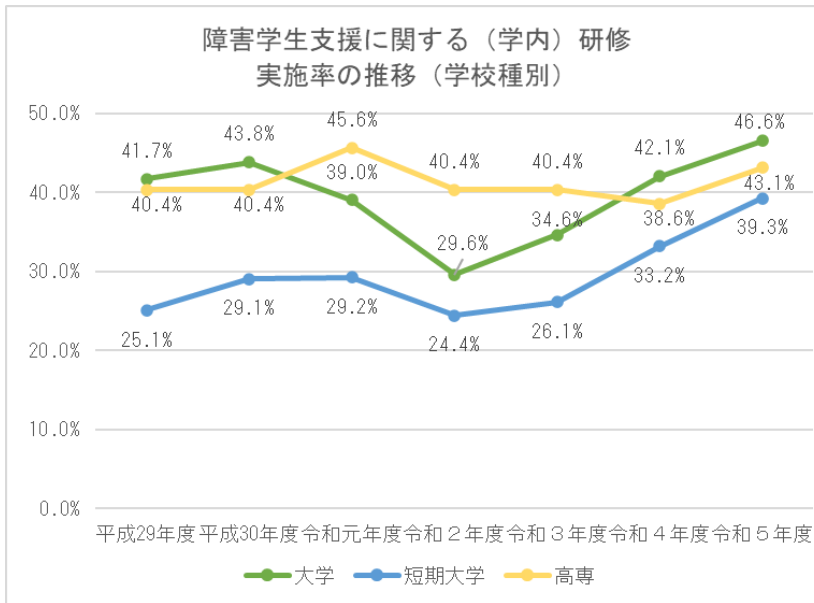
等」という。)との連携ができていない(図表 37)。高専は、教育上の特性などから障害学生支援を専門とする教職員は稀少であり、また、高専の大半は地方都市に所在し、複数の高専が設置される都道府県は一部であることから、高専間連携に加えて、所在都道府県の大学等との連携は重要である。しかし、個人レベルで大学等の協力を得ているケースはあるものの、在籍する学生の年齢層の違いなどから組織的な連携には至っていないことが推測される。高専が大学等と連携することには相互に利点がある。高専にとっては、在籍数が少ない視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由などへの対応について、大学等が持つ知見を得て役立てる機会となることが挙げられる。大学等にとっては、高専で在籍数が多い発達障害への対応について高専が持つ知見が参考になることが考えられる。また、小規模大学等では、同等規模の高専における障害学生支援体制は、体制整備の参考になる可能性がある。

図表 37

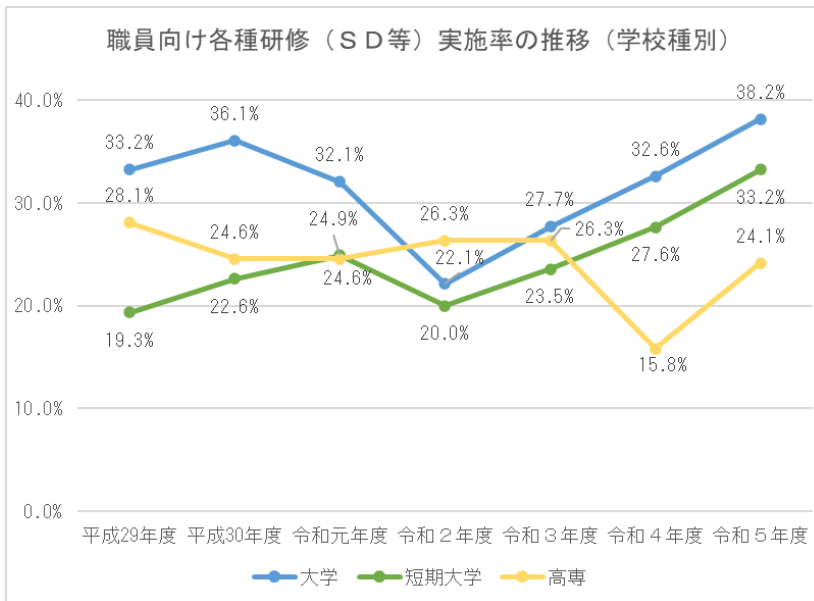


「⑧障害学生支援に関する(学内)研修」は、平成29年度の40.4%(23校)から令和5年度の43.1%(25校)まで、25校前後での実施で推移している(図表 38)。令和元年度から令和3年度は大学の実施率を上回ったが、高専は実施率がほぼ横ばいで経年推移しており、令和4年度以降は再び大学を下回っている。大学や短期大学と異なる特徴として、教員向け研修(FD等)と職員向け研修(SD等)の実施率の差異がある。大学や短期大学では、教員向け研修と職員向け研修はほぼ同等の実施率である一方で、高専では、令和5年度の職員向け研修(SD等)は24.1%(14校)の実施であり、⑧の学内研修の43.1%(25校)よりかなり低い(図表 39)。この実施率の差異から、高専では障害学生支援の担当者が職員よりも教員が中心であることが推測される。

図表 38



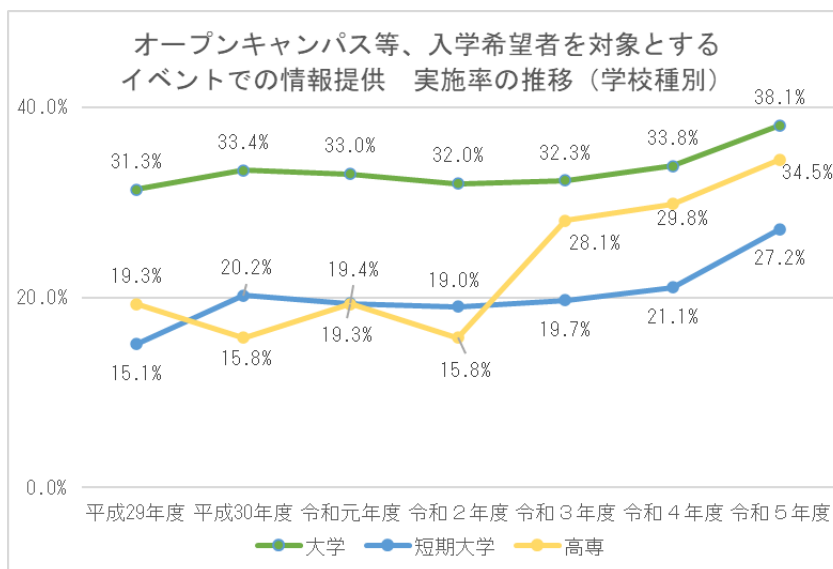
図表 39



「⑫オープンキャンパス等入学希望者を対象とするイベントでの情報提供」は、平成29年度の19.3%（11校）から令和5年度の34.5%（20校）に、15.2ポイント増加した（図表40）。実施率は令和2年度までほぼ横ばいだったのが、令和3年度に急激に増加して、以降は短期大学を上回り増加傾向で推移している。高専では、オープンキャンパス等の機会に障害学生支援に関する相談があった場合は、個別に情報提供などの対応をしてきたと推測されるが、令和3年度当初、高専機構本部から国立高専51校に、入学希望者を対象とした情報提供を確実にを行うように周知があった。この周知が令和3年度の急激な増加の背景として推測される。また、その後も増加傾向にあ

ることに関しては、近年、受験上の配慮に関する相談や提供が増加していること、国立高専にあっては、高専機構本部が必要に応じて学生募集要項における記載や受験時の合理的配慮提供までのフローを提示するなど、より適切な対応を求めてきていることが、背景として推測される。

図表 40



以上、高専の障害学生支援の状況を概説したが、高専における傾向には、58 校中 51 校を占める国立高専の状況の影響を受けやすく、その設置者である高専機構本部の取組や各国立高専への支援の状況も大きく影響していることは考慮される必要がある。また、専門分野が工学系中心であること、高校生と同年代の学生が多く在籍すること、発達障害の障害種が多いこと、小規模機関であり人的資源が限られていること、多くが地方都市に所在することなどの特徴も、高専における傾向に大きく影響していることも考慮される必要がある。個々の高専のみでの対応やその経験の蓄積には限界があり、高専間の連携に加えて大学等の知見を得る機会を増やすことなどにより、より一層対応力を高めていく取組が今後ますます期待される。